

総社市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第24号

総社市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

総社市中小企業振興基本条例（平成23年総社市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>総社市<u>小規模企業</u>・中小企業振興基本条例</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、<u>小規模企業</u>・中小企業の振興について基本となる事項を定め、関係者の役割等を明らかにするとともに、<u>小規模企業</u>・中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、本市の特性や強みを生かした産業の振興及び調和のとれた地域経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略 <u>（2）小規模企業者</u> 基本法第2条第5項に定めるものをいう。 <u>（3）略</u></p>	<p>総社市中小企業振興基本条例</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、中小企業の振興について基本となる事項を定め、関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、本市の特性や強みを生かした産業の振興及び調和のとれた地域経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略 <u>（2）略</u></p>

改正後	改正前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 小規模企業の振興は、地域の特色を生かし、地域経済の安定並びに市民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い持続的な発展を図ることを基本とする。</u></p> <p>(基本施策)</p> <p>第4条 <u>小規模企業・中小企業</u>の振興に関し、総合的に講ずべき基本的施策を、前条の基本理念に基づき次のとおり定める。</p> <p>(1) <u>経営</u>の基盤を強化するための施策</p> <p>(2) <u>産業</u>の高度化を推進するための施策</p> <p>(3) <u>小規模企業・中小企業</u>の連携を強化し、情報共有するための施策</p> <p>(4) <u>小規模企業者・中小企業者</u>との協議又は対話を推進する施策</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>小規模企業・中小企業</u>の情報を広く市民に周知する施策</p> <p>(<u>小規模企業者・中小企業者</u>等の努力)</p> <p>第6条 <u>小規模企業者・中小企業者</u>及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たり、経営の革新(基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。)、経営基盤の強化、市産品の利活用、人材の育成、従業員の福利厚生の実充や調査研究等のため自主的な努力を払うとともに、地域社会を構成する一員として地域貢献に取り組み、地域環境との調和を図るよう努めるものとする。</p> <p>(市民等の協力)</p> <p>第7条 市民及び市内の産業に関わる者は、<u>小規模企業・中小企業</u>の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 略</p> <p>(基本施策)</p> <p>第4条 中小企業の振興に関し、総合的に講ずべき基本的施策を、前条の基本理念に基づき次のとおり定める。</p> <p>(1) <u>中小企業</u>の基盤を強化するための施策</p> <p>(2) <u>中小企業</u>の高度化を推進するための施策</p> <p>(3) 中小企業の連携を強化し、情報共有するための施策</p> <p>(4) 中小企業者との協議又は対話を推進する施策</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 中小企業の情報を広く市民に周知する施策</p> <p>(中小企業者等の努力)</p> <p>第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たり、経営の革新(基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。)、経営基盤の強化、市産品の利活用、人材の育成、従業員の福利厚生の実充や調査研究等のため自主的な努力を払うとともに、地域社会を構成する一員として地域貢献に取り組み、地域環境との調和を図るよう努めるものとする。</p> <p>(市民等の協力)</p> <p>第7条 市民及び市内の産業に関わる者は、<u>中小企業</u>の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。